

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2022年11月25日～2022年12月26日

○ 意見提出数:3件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

※いただいた御意見につきましては、原文のまま記載しております。

意見提出者	提出された御意見	御意見に対する考え方	御意見を踏まえた案の修正の有無
個人	「携帯電話不正利用防止法施行規則の一部を改正する省令案」1頁で大臣の名前を記載するのは止めるべきである。同じく総務省のパブリックコメントの「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案に対する意見募集」1頁では「総務大臣〇〇〇〇」となっているのに、なぜこのパブリックコメントでは「総務大臣松本剛明」となっているのか? 「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集 9.7GHz 帯汎用型気象レーダーの導入に向けた制度整備」では「総務大臣寺田稔」となっているパブリックコメントの募集がなされているが、不適切ではないか? 募集は一旦取り下げて「総務大臣松	御意見として承ります。	無

	<p>本剛明」でパブリックコメントの再募集をすべきである。せめてすぐ首になる可能性も考えて「総務大臣〇〇〇〇」で募集してほしい。案の募集者なら「総務大臣寺田稔」でもいいのだが、案の制定者を「仮」として「総務大臣寺田稔」とするのは不適切である。このパブリックコメントの制定時には「総務大臣松本剛明」も別の人物に変わっている可能性もあるのだから、制定者を「仮」とはいえ、あらかじめ名前を記載しておくのは止めるべきである。総務省の職員からすれば上司である総務大臣がすぐ首になっても支障がないように、あらかじめ「総務大臣〇〇〇〇」にしたくても、上司に対して失礼だと思っているのか、迷いがあるのかパブリックコメントによって「案の制定者(仮)」が「総務大臣〇〇〇〇」と「総務大臣寺田稔」で記載が分かれているのである。前総務大臣は首になったのだからこれを機にせめて「案の制定者(仮)」を「総務大臣〇〇〇〇」か「総務大臣松本剛明」どちらかに決めてパブリックコメントを運用すべきである。</p>		
個人	<p>携帯電話通信を反社会的な目的や、公序良俗に反する不当契約などを締結する目的に、携帯電話通信回線契約の締結時に、厳正な本人確認を実施することは、以前から求められていることである。</p>	<p>頂いた御意見は、本意見募集の対象外のものも含まれておりますが、総務省としては、携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に不正に利用されることを防止するため、引き続き、携帯音声通信事業者</p>	無

	<p>しかしながら、媒介届出事業者である販売代理店のスタッフが、電気通信事業法や消費者契約法、特定商取引法に抵触する、違反行為や不当契約を反復継続的に行われている、これは、通信業界の売上目標優先指示で、販売現場のスタッフに不当な重圧がかかり、結果として不法行為や公序良俗に反した不当な契約が横行している。このような販売現場のスタッフの一部は反社会的な手段を使い自己の利益を増やすことに、歯止めが効かず事業法で規制をしても、現在の販売現場の他の規制への取締りや罰則が形骸化していることから無意味であり、一部の反社会的な手段を巧妙に用いる事業者やスタッフへは、何ら効果はない。つまり、他の電気通信事業法の規制が遵守されていない現状では効果が期待できないため、現在の不当契約などの消費者への権利侵害行為を、「悪質性、継続性、影響」を鑑みて、刑事罰を科して、事業者と消費者の公平公正な取引ができる現場にならなければ、実効性が期待できない。</p>	<p>による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の厳正な執行に努めてまいります。</p>	
<p>一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会</p>	<p>本案に賛同します。 当協会はユニファイド通信の事業者団体として、会員事業者と共にクラウド電話サービスや携帯電話のメッセージングサービスをはじめとしたユニファイド通信サービス全般の健全な普及・利活用</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>を推進しています。</p> <p>今回の改正は本人確認の確実性を確保しつつ、申込者および申込を確認する通信事業者の双方の負担が軽減されることから賛同します。今回の改正案については戸籍の附票に本人確認情報が記載されるための措置と理解しておりますが、この見直しが迅速に行われたことに感謝申し上げます。</p> <p>電気通信サービスが今後も社会的な信頼性を確保するために、契約者の本人性確認が正しく行われることは非常に重要です。一方で、本人性確認を可能な限りシンプルにしていくことは国民の利便性確保の観点、および通信事業者の生産性向上、産業の健全な発展の観点からも非常に重要です。例えば、マイナンバーなどの普及に伴い、現在の多様な本人確認書類を削減・集約していくこと等、社会の状況や国民の意識、運用の効率化など、様々な観点から本人確認方法が継続的に議論されることを希望します。</p>		
--	---	--	--